

柏労働基準監督署における誤送付による個人情報の漏えいについて

千葉労働局（局長 岩野剛）は、柏労働基準監督署（以下「柏監督署」という。）において発生した誤送付による個人情報の漏えいについて、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じたので、概要をお知らせいたします。

記

1 概要

柏監督署において、A社会保険労務士事務所（以下「A事務所」という。）から送付された労災保険に係る請求書の写しを、B社会保険労務士事務所（以下「B事務所」という。）への返信用封筒に誤って封入したことにより、誤送付による個人情報の漏えいが発生したものの。

請求書には、請求人C氏（以下「C氏」という。）の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、口座番号、傷病名の個人情報及び事業者D氏（以下「D氏」という。）の氏名、職名、事業場の所在地、電話番号、診療担当者E氏（以下「E氏」という。）の氏名、社会保険労務士F氏（以下「F氏」という。）の氏名などが記載されていた。

2 事実経過

- （1）令和6年10月11日、A事務所からC氏の請求書等を、B事務所から別の労働者の請求書等を郵送によりそれぞれ受理した。
- （2）同日、職員GがC氏の請求書の事務処理を行っていたところ、C氏の請求書等を入れたクリアファイルに、誤ってB事務所から送付された返信用封筒を混入させ、そのままC氏の請求書の写しを、B事務所あての返信用封筒に封入した。
- （3）さらに同日、職員Hは、発送する前に送付先と内容物に誤りがないか確認作業をするようになっていたが、郵便局への持ち込み時間が迫っていたため、十分な確認を行わないまま封緘し、郵送した。
- （4）10月15日、B事務所から柏監督署に誤った書類が送付されてきた旨の連絡があり、誤送付が発覚した。同日、副署長がB事務所に赴き、謝罪の上、C氏の請求書の写しを回収した。
- （5）10月18日までに、副署長又は署課長がC氏、D氏、E氏及びF氏に対して経過説明と謝罪を行い、了承を得た。
- （6）現時点において、この個人情報の漏えいによる二次被害は確認されていない。

3 発生原因

- （1）A事務所から送付された請求書の事務処理を行うにあたり、職員Gが請求書等を入れたクリア

ファイルに誤ってB事務所あての返信用封筒を混入させてしまい、それに気付かず請求書の写しをB事務所あての返信用封筒に入れてしまったこと。

- (2) 郵便物の封入・封緘の確認は通常複数人で行うところ、それができていなかったこと(ダブルチェックができていなかったこと。)

4 再発防止対策

(1) 柏監督署の取組

署長から職員に対して、さらなる個人情報の漏えいを発生させないよう基本動作の徹底を指示し、郵便物の封入・封緘作業を行う際には時間を十分に確保した上で、確実に宛先等の確認を行うこととした。

個人情報漏えい防止に係る署内ルールを改訂するとともに、改めて誤送付を含む個人情報の漏えいの防止に係る研修を行う。

(2) 千葉労働局の取組

労働基準部長から千葉労働局内の全労働基準監督署及び局内労働基準部各課室に対して、関係通達及び各部署のマニュアル等に基づく管理及び事務処理の徹底を指示した。また、個人情報の漏えいの防止に係る教育を行う。

| | |
|---|-----------------|
| 担 | 千葉労働局労働基準部 |
| | 労災補償課長 長井 政樹 |
| | 労災管理調整官 安藤 正一 |
| 当 | 電話 043-221-4313 |